

## コメリ・官公庁専用カード 会員規約

会員が、株式会社コメリ（以下「コメリ」といいます）から、コメリの指定する商品（以下「商品」といいます）を購入するにあたり、代金後払いを希望される場合には、コメリがそのカード貸与事務を委託した株式会社コメリキャピタル（以下「コメリキャピタル」といいます）を当事者に加えてこの会員規約（以下「本規約」といいます）が適用されますので、あらかじめご了承のうえ、ご利用願います。

### 第1条（本規約の適用）

本規約は、会員がコメリとの間で、代金後払いによる商品の売買契約（以下「取引」といいます）を行う場合に適用されます。

なお、コメリの運営するインターネットサイト「KOMERI.COM」ご利用の代金後払いによる取引には、本規約のほか、KOMERI.COM「ご利用規約」及び「サイトの利用方法」が適用されます。

### 第2条（コメリキャピタルへの業務委託）

コメリは、次の業務をコメリキャピタルに委託し、コメリキャピタルがこれを受託し、行うこととします。

- (1)コメリから会員に対するカード発行業務及び代金後払いの請求業務。
- (2)コメリから会員に対する売掛債権の合計額の一元残高管理とこれに関するコメリへの情報提供。
- (3)会員からの問合せに関する業務。
- (4)会員に関する情報の収集、利用、提供等に関する業務。
- (5)その他、官公庁専用カードに関する業務（コメリで担当する業務は除く）。

### 第3条（会員登録等）

1. 本規約による取引には、会員登録を必要とします。コメリ・官公庁専用カード会員入会申込書に所要事項を記入のうえ、コメリを介し、または直接コメリキャピタルへご提出願います。審査を経て、会員登録された方が会員となります。
2. 会員は、国・地方公共団体及びその出先機関、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉協議会、その他コメリが入会を認める法人及び団体とします。

### 第4条（カード発行）

カード発行業務はコメリキャピタルが行うものとし、会員に対し、「官公庁専用カード」（以下「カード」といいます）を発行し、貸与します。尚、カードの所有権はコメリキャピタルに属します。

### 第5条（カードの管理）

1. 会員はカードの管理者を置き、責任をもってカードを管理するものとし、
2. カードを紛失した場合は、速やかにコメリキャピタルに届出るものとし、
3. カードの紛失及び盗難その他の事由により発生した利用代金については、会員の責任においてお支払い頂くものとし、
4. 上記3.において、会員がコメリキャピタルにカード紛失等を届出た日から30日前にさかのぼり、この日以降紛失等の届出があった日までに発生した損害額については、原則としてコメリが負担するものとし、

ただし、その不正使用等が会員の職員等関係者によるものである場合及び紛失等のコメリキャピタルへの届出義務を明らかに会員が怠ったものと認められる場合において、この規定は、適用されないものとします。

5. 会員は、カードを転貸できないものとします。

#### 第6条（カード利用）

会員は、コメリの店舗（アテナ店舗を含みます）でカードを提示し、商品の購入及びサービスの提供を受けることができます。この場合、コメリカード及びその他のカードとの併用はできません。また、コメリカード等と同様のポイントは付与されず、対象外となります。

#### 第7条（カード利用代金の支払）

カード利用代金は、1回払いのみによるものとし、原則毎月月末に締切り、カード申込時に定められた支払方法と支払日によってお支払い頂きます。

#### 第8条（カードの再発行）

コメリキャピタルは、コメリ及びコメリキャピタルが認めた場合に限りカードの再発行をいたします。

#### 第9条（届出事項の変更）

会員は、コメリ及びコメリキャピタルに届出た住所・名称・担当者名について変更が生じた場合は、速やかに所定の届出書によりコメリ及びコメリキャピタルにご連絡頂きます。

#### 第10条（カードの解約）

会員の都合によりカードの脱会を希望する場合は、コメリ及びコメリキャピタルにその旨の届出を行うものとし、直ちにカードを切断後、返却または会員の責任で破棄するものとします。カードの利用による代金等の未払い債務を完済した時をもって脱会したものとします。

#### 第11条（会員情報の収集、利用、提供等の同意）

1. 会員は、会員情報（申込時または変更届出時に会員が記入する会員の属性等をいいます）の収集、利用、提供及び登録に関し、以下の内容に同意するものとします。

(1)コメリキャピタルが会員との代金後払いによる債権管理業務等のため会員情報を収集し利用すること。

(2)コメリが会員に対して行う催事、新商品、新店舗開店情報等に関する各種情報サービス。

2. 会員は、前項各号に定めるサービスを提供する目的のために、コメリが会員情報を利用して、各種帳票の印刷及びDM等の印刷物の発送等を第三者に委託することに同意するものとします。

#### 第12条（宣伝印刷物の送付等の中止の申出）

会員は、コメリ及びコメリキャピタルに宣伝印刷物の送付等営業案内の中止を申し出ることができます。

#### 第13条（規約の変更）

本規約を変更する場合、コメリ及びコメリキャピタルはあらかじめ会員に変更事項を通知しますが、会員は新規約を受領した後、カードを利用したときに、新規約を了承したものとします。

#### 第 14 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、コメリの本店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 【連絡窓口】

次により下記までご連絡お願いいたします。

##### (1)カード利用による請求書の発行、請求金額等のお問合せ

事務代行／株式会社コメリキャピタル

〒950-0911 新潟県新潟市中央区笹口 1-19-24 TEL：025-333-4117

##### (2)購入商品に関するお問合せ

株式会社コメリ お客様相談室

〒950-1492 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1 TEL：025-371-4805